

学区財産の蓄積

— 地方行政の施行と村落の対応の

一例、奈良県の事例を中心に —

山田 正 浩

【要約】 明治期の行政区域についての研究は、すでに多くの業績が発表されているが、研究の視点にややかたよりがあるように思える。本稿では、村落に対して行政区域（または行政区域内に施行される行政力）が与件としてどのような影響を及ぼすか、これが具体的にはどのようなようにして確認できるかという点についての吟味を行なう。行政施行の一つの結果として学区に蓄積された財産に注目し、それを通して（いわば指標として）学区と村落の関係、および学区の統一性がどのようにあらわれるか、また村落の側の基礎条件の違いによってこれがどのような地域差となつてあらわれるかという問題を、主に奈良県下の資料によりながら論じてみたい。

史林 五二卷二号 一九六九年三月

一、はじめに

(一) 戦後わが国でも新しく地理学の研究対象となつた行政区域のうち、明治前期の行政区画——とりわけ町村合併

と行政町村の成立過程——は、もつとも研究者の興味をひいたものであった。政治地理学の一分野としての行政地理

学の立場からの研究のみならず、明治期における村落構造の変化の一現象として集落地理学や、さらにその成果をふまえた地域論の中でも扱われてきたからである。

行政地理学を地理学の一分科として新しく位置づけようとしている田辺裕によれば、行政地理学の課題には、一、統制的行政権力によって、地域がどのように影響を受

けるのか。二、所与の地域性がいかなる影響を自治機能を通じて行政地域に及ぼしてくるか。の二つの側面があるという。^①つまり、現実の行政区域を考えると、それはこの二つの要素の均衡の上に成立しているというわけである。このような行政区域の認識はそのまま首肯しうるのであるが、それでは、行政区域はその中に包括する村落、諸々の社会組織に対しどのような作用を及ぼすのであろうか。言葉をかえて云えば、行政区域が他の社会現象に対し、どの程度原因でありうるのか、この点の吟味が是非とも必要であり、ここに行政区域研究の有効性を決める鍵があるのである。行政地理学に限らず、広く政治地理学が地理学の他分野とどのような共通の場を持ちうるかについての考慮も払わず、ただ政治現象のみに没頭するのも正しくないし、他の現象、たとえば経済現象との関連を重視し、経済活動の結果としての政治地域を考える立場も不十分である。

ル・ラヌー(M. Le Lannou)は、その著『人文地理学』の多くの部分を政治地理にあって、批判と今後の進むべき方向を示している。彼は政治領域の外枠としての境界に言及しつつ、「それは人間集団の傾向と組織に対して結果であ

る以上に原因であり、今日ではほとんど最高の原因である。」と指摘している。^②また、シェラー(P. Shaller)も同様の指摘をし、「政治地理学が、地理学的基礎にもとづいて、この側から国家や政治行為を説明するのはむしろ逆であり、社会に影響を及ぼす政治地理学的条件をこそ把握すべきである。」とのべている。^③

この二人の地理学者の提言はすでに十年以上も前になされたものであり、しかも国家を対象とする政治地理学に対するものであるが、今日我々が行政区域を研究する場合にも充分傾聴に値する内容である。新しく行政区域が地理学の考察対象となったといっても、理論的にも個々の実証研究においてもその有効性を主張するにはいまだ未解決の部分が多い。たとえば、先にのべたように明治期の行政区域の研究があまりにその成立過程にのみ興味を集中しすぎたといえないか。すなわち行政区域の結果としてみる方向である。と同時に、行政区域の成立後にも同等の重要な研究課題が残されていないか。すなわち原因としてみる方向である。

以上のような反省から本稿では、明治前期の学区を例に

とって行政区域が原因でありうる事象、いかえれば行政区域の持つ規制力もたらす結果について検討してみようと思うのである。具体的にいえば、学務行政の開始とともに急速にその蓄積が進んだ学区財産が、学区および学区に含まれる村落の組織構造にどのような影響を与えたか。また、考察地域内の各地区のもつ条件の相違によって学区財産とその意義がどのように異なったかという点を問題にしようとするのである。

学区については、その社会学的課題としての重要性が早くから指摘されていたし、最近盛行をきわめている法社会学においても研究対象としてとりあげられてきた^④。また、地理学でも、おもに明治行政町村との関係について、いくつかの論考がある^⑤。しかし、学区に関するまとまった研究が少くないのは、千葉正士がのべるように、それが教育史、地方制度史などとも関連する境界線上に位置するがゆえなのであろう。

本稿で、とくに明治前期の学区を研究対象としてえらんだのは、明治前期の変動する行政区域との相互関係を整理しようという別の意図があったからである。しかし、その

問題は別稿にゆずることにし、本稿では考察対象をひとまず学区そのものに限って論を進めたい。

(二) 学区が社会学の研究対象となるのは、学区に成立する諸々の社会集団が研究対象となるからである。現在でも行政町村と各部落(旧村)^⑦との仲立ちとなる機関として、公的なものではないにせよ、いろいろの地域団体が学区を単位として置かれている場合が少なくないのは、このような社会集団の成立が背景にあるからだと考えてよい。学務行政の施行が村落の構造に及ぼす影響の一つとしてこの社会集団が考察の対象となるであろう。しかし、学務行政が村落構造に及ぼす影響はあらたな社会集団の醸成にとどまるものではなく、もう一方で共有財産の醸成という顕著な現象となってあらわれる。現象面ではこの二つの点が同等に重要性をもつものといわねばならない。

しかも、明治前期においてすでに学区財産の蓄積が急速に進められた点に、一般行政区域にはみられない学区の大きな特色が認められるのである。財産とは、一つは学校教育の遂行に必要な学校敷地、建物およびその付属物、もう一つは学務行政遂行に必要な年々の経費の補助を目的とし

た現金、証券、不動産である。明治前期にあって、このよ
うな一般行政区域にみられない要素、すなわち学区に固有
の財産が存在したことは、行政区域とそれが包括する村落
の関係において、一般行政区域にみられない特色があらわ
れるに相違ない。本稿で明治前期の行政区域の中から特に
学区をとりだして考察の対象とした理由の一つはここにあ
る。当時のめまぐるしい行政機構の変遷の中で、学区財産
蓄積の方針は、町村制が施行され学区が新行政町村に吸収
されるまで堅持された。この間の学区と村落の間にみられ
る対抗関係を学区財産の蓄積過程を通じてとらえようとい
うのが本稿の主眼なのである。

(三) それでは何故、学区財産の急速な蓄積が行なわれた
のであろうか。一つは、初等教育の普及が当時の重点施策
であり、学校運営について国の指導が強力におし進められ
たことに求められる。当時、一般行政では小区以下の末端
事務は、事務遂行のための固有の施設をもたなかったのに
対し、学校建物、敷地の所有化、新築は非常なスピードで
進められた。また、地方行政の中で学校経営に必要な莫大
な経費を補助するために、財産すなわち積立金の蓄積がは

かられた。このように、いずれも学務行政を一時も早く軌
道にのせようとする意図にもとづく政策がとられたのであ
る。しかし、こうして行なわれた学区財産の蓄積には単に
政策上の理由のみが考えられるのではなく、もう少し別の
角度からの考察も必要である。それは他の一般行政区域に
はみられない学区の基本的な特質に起因するものである。
次にそのことについてのべておこう。

行政区域の規模は直接的には、行政事務遂行に耐えうる経
費負担力によって決められる。したがって一般行政区域で
は平野部から経費負担力の小さい山間部に向って、面積規
模はもちろん戸数規模も大きくなる傾向がある。しかし学
区規模の決定に際しては、このような財政負担力よりも通
学条件(通学距離)がより基本的に作用するから山間部に向
うにつれて一学区の戸数規模は減少するのが普通である。

このように経費負担力の点から規模を大きくする必要のあ
る山間部において、逆に規模が小さくならざるをえない矛
盾を解決する方法の一つが、積立金等の経常費を補助する
財産を蓄積することなのである。もう一つの方法として、
県、郡といった広域で経費を共同負担することによって、

地区内の経費負担力の差を平均化しようとする方法も考えられるのであり、実際に初期の学務行政ではしばしばこの方法が試みられたのであるが、結果的には試みは失敗に帰している。

しかしながら、積立金の蓄積は原則的には各学区それぞれにその責任を負わされたのであるから、積立金のための拠金にはまた大きな負担を払わねばならなかった。したがって、その蓄積には県、郡の強い指導力が常に必要であったし、ともすれば形式的なものにとどまりがちになる危険もあったのである。ただ先にのべたように、明治二十年までこの方針は堅持されたので、経費の補助として重要な役割をもった例もまた少なくないのである。

(四) 我々が現在日常的に使用している「学区」という語は、一小学校に生徒が通学している範囲——通学区区域——の意味で用いられる場合が多い。しかし「学区」の語には本来もう少し多くの意味が含まれていることを知らねばならない。千葉正士は制度としての「学区」の概念を次の三つに分類している。^⑩

一、設置主体——学校経営の責任をもつ公法上の地域団

体

二、設置区域——設置主体内部で一小学校を設置すべきものと行政上指定された区域

三、通学区区域——一小学校に通学する児童の居住区域

我々が論を進める場合も、このような意味を了承しておけばよいのであるが、明治前期には、二、設置区域と三、通学区区域の差異は明瞭でない。また、県が各小学校の監督、指導を強化するため小学校数校をあわせた範囲でもうけた区域——管理区域が独立した区域として存在した。資料上にはしばしばあらわれる管理区域としての学区を、本稿ではとくに「学区」として区別することにする。

以上のことを考慮しつつ、先にのべた目的にそってまず全国の概観をしたのち、主対象地域を奈良県にとり、具体的な資料による実証研究を行なおうと思う。

なお、奈良県は明治九年堺県に、ついで同十四年大阪府に合併され、奈良県が再設置されたのは明治二十年になってからのことである。本稿が対象としている時期の過半は奈良県は存在しなかったのであるが、便宜的に「現在の奈良県の範囲」の意味で「奈良県」または「県下」の語を使

用する。

二、学区の成立過程、全国の概観と奈良県
下の予察

(一) 通学区から学区へ 明治五年六月の「学制」発布ののち、小学校の設置作業は明治六年から全国的に開始された^⑩。人口六百人ごとに一小学区を置き、これを設置単位として小学校の設置を進めようとしたのである。この小学区は、何らかの合理的な根拠をもってその規模が計画されたに違いないのであるが、各府県における設置作業の段階でほとんど有名無実の存在となってしまう。小学校の設置状況をみると明治七年の小学校数二万六十八に対し、同十二年には二万七千八百五十三にまで漸増し、以後明治十九年までは二万八千前後でほとんど変化がない。第1表の示すところでは明治十二年に小学校の設置作業は一応その飽和点に達し、その後明治二十年まで小学校の新設、廃合は意外に少なかったことを推測させられる。明治十二年の府県別一小学校当り人口規模をみると、宮城、新潟など七府県が千五百人を越えてやや大きな値を示し、滋賀など三府

第1表 全国・奈良県の小学校数の変化

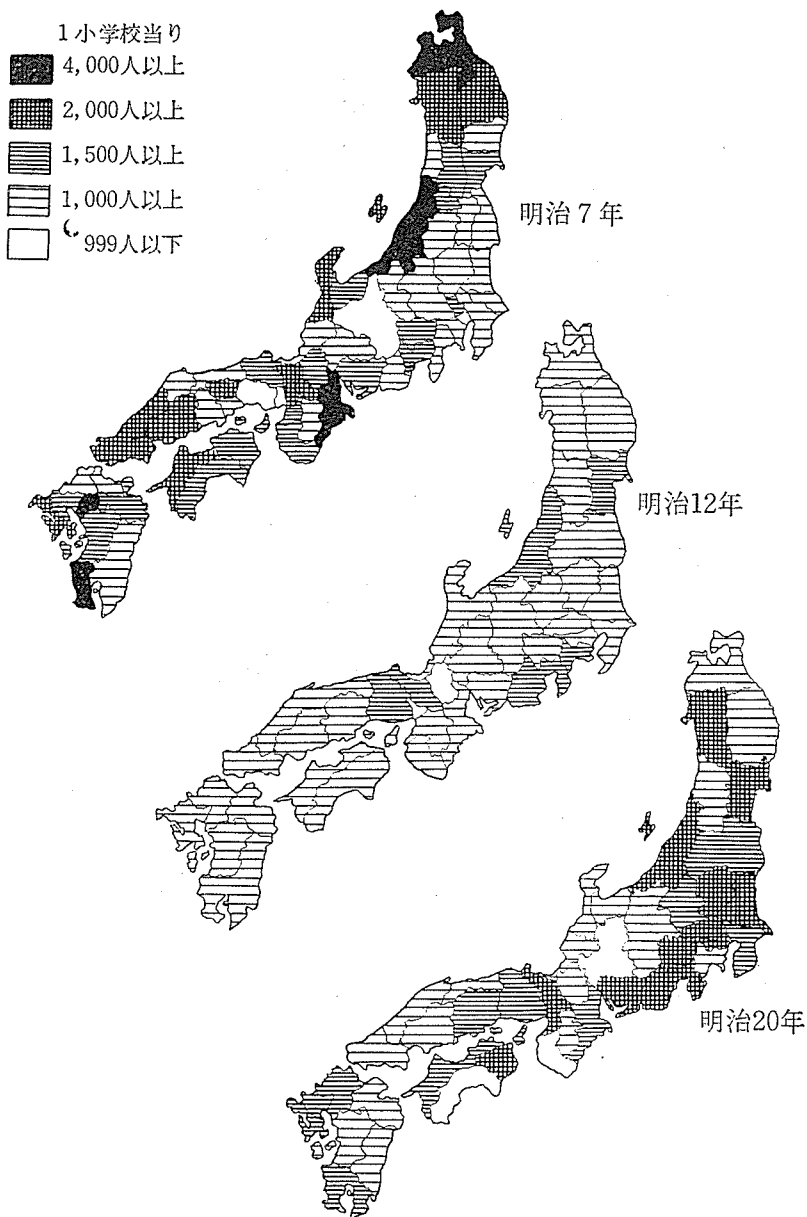
	奈良県	全 国		奈良県	全 国
明治7年	356	20,068	明治21年	444	23,941
〃 8年	377	24,225	〃 22年	440	
〃 9年		25,435	〃 23年	436	
〃 10年			〃 24年		
〃 11年			〃 25年	406	
〃 12年		27,853	〃 26年	412	
〃 13年		27,427	〃 27年		
〃 14年		27,987	〃 28年	413	
〃 15年	466	28,200	〃 29年	406	
〃 16年	467	29,589	〃 30年		
〃 17年	465	28,701			24,851
〃 18年	462	27,763			
〃 19年	449	27,988			
〃 20年	423	23,745			

(文部省年報、大阪府統計書、奈良県統計書)

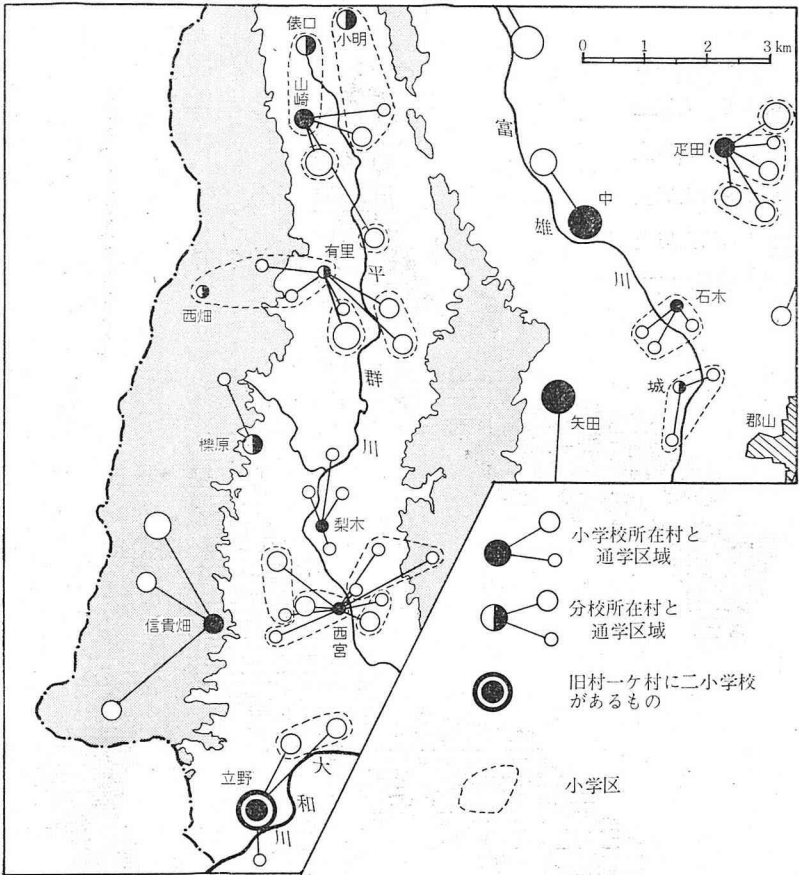
県が千人未満でやや小さい値を示すが、設置作業中の明治七年や、学校統合がくわだてられた明治二十年と比較して著るしく均一化された姿を示す。

大部分の府県では一小学校当りの人口規模は千人から千五百人の間にあり、小学区の基準である六百人のほぼ二倍に相当している。すなわち学制の意図した小学校数の半数の設置が進んだところで一応の終了をみたわけである。

第1図 府県別1小学校あたり人口



第2図 奈良県北西部における小学区と通学区(明治8年)



奈良県においても小学区の画定とともに小学校の設置作業が進められたが、他府県と同様、一小学区に一小学校がおかれた例は少なかった。ただ、小学区がまったく無視されたのではなく、小学区が数区合併して一小学校を設置したのである。小学区の区域は一部については明らかでないが、得た資料の中では、小学区が分割された例はきわめて少ない。このようにして小学校とその通学区がまず成立したのである。

学制時代、県、郡、小区など一般行政区域にあった設置主体としての機能が通学区区域に移って、いわゆる「学区」が成立するのは次の教育令の時期においてである。

明治十二年九月、教育令の発布により、「町村、または町村が数ヶ村

連合して設置すること」と改められ、旧村が設置主体として法的に認められることになった。しかしこれによって小学校の新設、分離が盛んに行なわれたかというところの可能性は小さい。明治十二年から同十五年にかけての小学校数は、青森、秋田、宮城、福島、千葉、茨城の各県において増加がやや目立つが、東京、三重、京都、兵庫、大阪など逆に減少を示す府県もある。いわば、前時期の修正がなされたというべきであるが、その変化は決して大きくはない。東北地方の諸県に増加を示すものが多いことは、この地方の小学校設置作業が他に比べて遅れていたこと、前期には形式的に分校として、本校に統轄され統計上に現われなかったものが独立したことなどの理由による。

個々の区域がどう変化したのかを知る全国的な資料がないので、奈良県下の一部についてみておこう。

県下では、明治九年以後堺県、ついで大阪府に合併されたため、小学校数の年ごとの変化を知ることができない。そこで資料の得られる明治八年と同十五年の小学校数を比較すると、三百七十七校から四百六十六校へと約百校の増加をみている。これは設置作業のおくれた吉野郡の約百校

第2表 奈良県郡別小学校数の変化

年次	明治8年	明治15年	明治18年	明治20年	明治23年
郡					
添	38	45	42	38	42
下	21	31	30	30	21
添	32	45	48	48	39
山	13	9	8	8	9
広	16	16	21	16	16
平	17	17	16	14	16
式	17	13	12	11	10
宇	24	32	31	24	29
十	21	17	17	18	19
高	35	21	18	15	14
葛	20	17	16	13	14
葛	39	24	21	15	17
忍	3	2	1	1	1
宇	20	19	19	17	17
智	62	158	162	155	172
野					
吉					
合	377	466	462	423	436
計					

(文部省年報, 大阪府統計書, 奈良県統計書)

が明治八年の資料にあらわれないための差で、他郡の変化はそれほど大きくはない。奈良郡役所管内五郡^⑪についての明治十年前後の年次変化を、各小学校「沿革誌」^⑫によってみると、学務行政開始以後十年間に異動のあった校数は総数五十校であり、うち三十校の異動が明治八、九、十年の三ヶ年に集中している。異動例の中には、あらたに独立したもの、

第3表 奈良郡役所管轄下5郡における年次別通学区異動件数

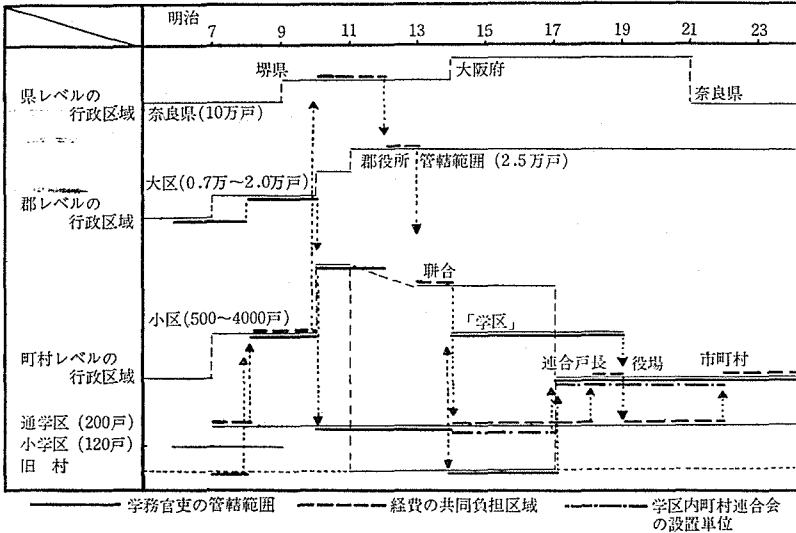
郡	年次	明治7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
添上				●◎	●○○	▲			○	○	
添下			×	×	×			×		×	×
山辺		○	●●○	●	○	○				●	
平群		◎	●◎	◎◎	◎		●▲		●	△	○○
広瀬			▲	▲			●▲				
異動件数		4	11	11	11	2	7	4	2	5	4

- 学校新設による独立
- 分校であったものが本校として独立
- ◎ 分校として通学区を独立させたもの
- △ 合併
- ▲ 合併(合併されたものが分校として存続するもの)
- × 通学区の一部の旧村が通学区を変更したのもの

最初分校であったものが本校として独立したものの、二校以上が合併したものの、通学区の一部が変更されたものなどが含まれている。このうち分校の独立したものの十七例については通学区の変更はなかったわけであるから、通学区域に關して變動のあったのは三十三校となる。五郡の小学校数約百五十のうち、明治十一年以降の通学区域の異動は十六例にすぎず、通学区域は明治十年までに、すなわち学制施行期にその固有の区域を確立していたといえる。明治十二年に異動件数七件を数えるのは、新しく発布された教育令の影響かと思われるが、これも全体からみればごく部分的な異動にすぎない。設置主体が旧村に委譲されたからといって、旧村が独立して一小学校を経営する現象はほとんどみられなかったといつてよい。このようにほぼ固定した区域を保ち続けた通学区域に他の学区機能が集積して完全な機能をもった「学区」が成立する。その経過を簡単に示しておこう。

明治十一年までの学制下では学区取締が唯一の公的な官吏であったが、奈良県ではこの下に学校世話掛が置かれ、個々の学校の管理、運営を行なった。ただし教育令以後に

第4表 奈良県下における学区機能の設置単位の変化



は学務委員と名称がかわっている。第4表によってその管轄範囲の変化をみよう。学制時代には学区取締、学校世話掛とともにその管轄範囲の変化がはげしい。学区取締は最初各郡単位に一〜二名が置かれ、学校世話掛は最初小学区単位に、ついで旧村に一名が置かれた。さらに明治八年に入ると、学務行政が一般行政機構に組み込まれることもない、学区取締は大区に、学校世話掛は小区に数名が置かれることになる。ただ平群郡においてのみ、他に先がけて各小学校に一名が置かれている。堺県に編入されたのちになると、改正された小区に一名の学区取締、各小学校に一名の学校世話掛が配置されることになり、やがて教育令下に入って、学務委員と名称がかわってからも、さきの学校世話掛の管轄範囲を踏襲して、各小学校に一名が置かれたのである。

以上のことから、小学校の設置過程で次第に有名無実となった小学区の修正として、これにかわって現われた通学区が学務機構の中で公的な存在となっていく様子がうかがえる。と同時に、この時点において小学校設置作業はその大略を終えたことが、県によって認められたとも考えられるのである。第4表によると、明治十四年、学務委員は旧

村戸長の兼任となつてゐる。旧村の独立性の主張が学務行政機構にもあらわれたのである。ただその主張が小学校の分離独立としてはあらわれなかつたことは先にみたとおりである。

経費の共同負担区域も、学務管理の管轄範囲と同様、初期には幾度かの改変がみられる。最初一小学校ごとに必要経費を負担していたのを、明治八年、小区内連帯費として一小区内の共同経費としたのは、学務管理の管轄範囲の変化と同様、学務行政を一般行政に組み入れようとする試みの一つである。ついで明治九年、堺県に編入されると、経費の大部分を占める教育給料は、「県内学資金」の名称で県内共通負担となり、県の定めた一定の率で賦課されることになる。この方法は明治十二年まで継続されるが、短い混乱期ののち、同十四年には各小学校ごとの独立経費にもどるのである。それまで少額ながら交付された文部省補助金も、明治十四年下半年をもって打ち切れ、大阪府は地方税からの補助も行なわなかつたから、この時期に必要な経費負担の責任は完全に各小学校ごとに負わされるにいたつたのである。

このように学区の諸機能が通学区域に集積する明治十年代前半の動向の反映として、明治十四年には、学区内町村連合会が公的に認められた。各学区ごとに、学区内連合町村会規約を作成し、経費の収支、学区役員の選出、学区財産の管理などの機能を果たすことになつたのである。

(二) 学区の規模と地域差 明治十七年の奈良県における小学校総数は四百六十五で、当時の町村数千二百八十九に対し、二・八ヶ村に一枚の割合で設置されたことになる。一枚当りの平均戸数規模はほぼ二百戸となり、全国の平均規模に近い。

また、通学距離の点で、註⑧にのべたように福島、新潟両県のように県が制限を加えた様子はないが、一里を越えるものではなく、このあたりに学区規模の限界が存在したようである。添上郡で、小区の規制力によって通学区を変更させられたもののうち、通学距離が一里を越えた二例は、小区が廃止されその規制力がなくなるといずれも元に復している。^⑨

さらに、後章でのべる積立金の地域差と関係するので、学区規模の地域差についてふれておこう。すでにのべたよ

うに、学区の規模は一般行政区画のそれにくらべて距離の制約が大きいと予想される。県下を平野部、大和高原、吉野地方の三地区に区分して学区規模を比較してみると、三地区の平均戸数規模はそれぞれ、平野部二百三十七戸、大和高原百三十四戸、吉野地方九十九戸とかなり大きな差がみられ、平野部は吉野地方の二・四倍の規模を示している。

また平野部では百〜三百戸の間に分布するのに対し、大和高原、吉野地方では五十〜二百戸の間のものが多く、吉野地方では五十戸以下のものも二十九例とかなりの比率を示すのである。これを明治二十二年に成立した行政町村の規模と比較してみると、一般行政区画と学区の違いがより明らかになる。県下の町村の平均規模は五百八十一戸であ

第5表 奈良県下5郡における学区規模

	平均戸数	～50戸	～100戸	～150戸	～200戸	～250戸	～300戸	～350戸	～400戸	～450戸	～500戸	500戸～
平野部 (添上、添下 平群、山辺の4郡)	237戸	1	7	19	16	6	10	3	1	8	2	5
大和高原 (添上、山辺の2郡)	134戸	3	14	14	8	4				2		
吉野地方 (吉野の1郡)	99戸	29	65	33	24	3	1	3	1			1

(奈良県庁蔵：明治17年小学校設置開申書)

第6表 明治22年行政町村の規模

	平均戸数	～200戸	～300戸	～400戸	～500戸	～600戸	～700戸	～800戸	～900戸	～1000戸	1000戸～
大和高原	429戸	1	1	2	7		2				
奈良盆地	564戸	2	6	3	8	4	3	3		2	4
吉野	612戸		1	9	3	3	3	2		1	4

(奈良県立図書館蔵：明治21年町村制取調委員会決議書)

つたが、第6表に示したように、三つの地区の平均規模はそれほど明らかな違いをみせず、県下全般に画一的な規模の町村が成立している。しいて比較すれば、吉野地方はその平均規模で平野部より大きく、町村規模の下限である三百戸を下まわる町村は平野部にもっとも多い。このように、学区と一般行政区画との間には、その規模において平行関係がみられず、学区が通学距離から強い規制をうける性格のものであることが認められる。

経費負担力がより小さいと考えられる山間部において、かえって規模が小さくならざるをえなかったこと——この矛盾を克服し学務行政を安定させるために、奈良県では、県や小区といった広い範囲で経費を共同負担する方法がとられたことは先述のとおりである。しかし、県の方針は結果として成功せず、独立性を主張する旧村の側の要求が認められることになる。そこで代りに学校経営を安定させるもう一つの方法として積立金の蓄積が行なわれたのである。旧村はその主張を認められた代償として、積立金の蓄積という義務を負わされたのであった。学区財産のうち、積立金については以上のような背景を考慮に入れておかねばな

らない。

三、学区財産の蓄積とその地域差

明治前期の学区に蓄積された財産には、学校教育と学務行政遂行のための施設およびその付属物（学校校舎、敷地、学校備品など）と学務行政に必要な経費を補助する目的をもった財産（積立金、学田、学米、山林など）があった。経費補助の財産は、ごく限られた例外をのぞいて積立金が一般的であり、これが町村制施行後になって不動産（おもに学校林）の所有を奨励する方向へと変化するわけである。

奈良県下の財産蓄積の状況は全国の趨勢に一致する。中でも積立金の蓄積は順調に進められた類に属するが、その積立方法、積立金の性格は特殊な事例を提供している。

(一) 全国の概観 学校校舎、敷地が小学校設置当初に

は、寺院など旧来存在した建物および敷地を借用したものの多かったことはよく知られている。初期の校舎の所有状況は、明治八年文部省年報に付載された一覧表によって知ることができ、その中に収録されていない鹿児島県をのぞく六十一府県で、小学校総数二万三千九十五、うち約

第7表 明治8年全国新築・借用の種別

		公 有	借 用	不 明
新 寺 神 村 公 共 施 設 以 後 の 施 設 家 他 明	築	2,968	310	
	院	560	7,493	
	社	52	124	
	設	224	88	
	設	32	27	
	設	56	16	
	家	830	5,916	
	他	203	82	
	明	29	781	
合 計		5,204	14,841	1,360

(学校総数 21,395)

ずその所有化を急いだことがうかがわれる。その後の所有の進行状況については具体的な資料が得られないので、学校所有品価格のうち家屋価と敷地価の変化でおおよその事情をみておこう。

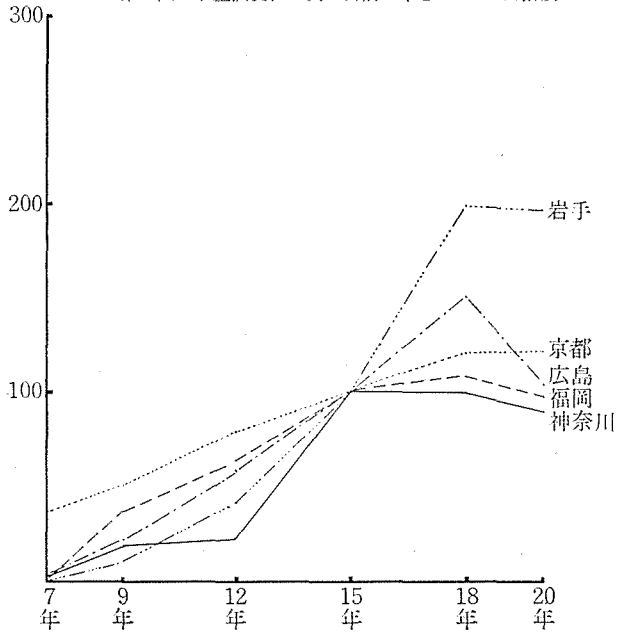
家屋価、敷地価の変化を、それぞれ五県をえらんで明治十五年を百とする指数で示したのが第3図および第4図である。家屋価が最高値を示す年度をみると、明治十五年六例、同十八年十六例、同二十年六例で明治十八年がもっとも多い。明治十八年、同二十年に減少を示す府県は、先に

四分の一の五千二百四が校舎の公有を終っており、さらにその五分の三にあたる二千九百六十八が新築による公有化である。新築によらないまでも、ひとま

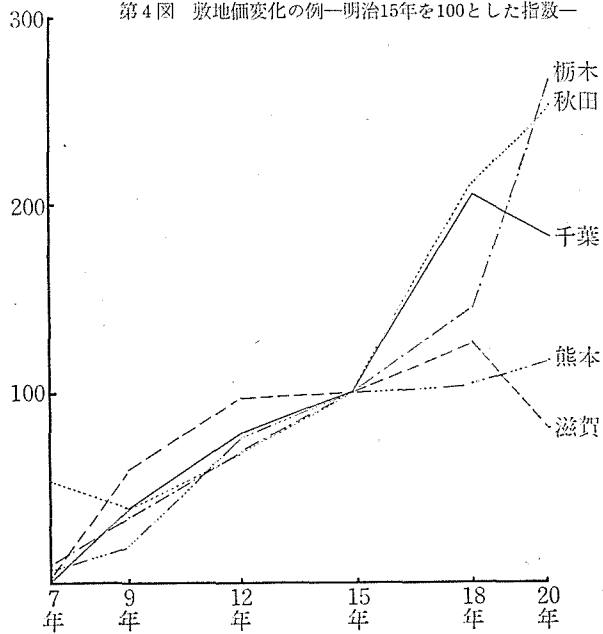
のべたように学校統合の試みによる小学校数の減少の影響によるものである。府県別にみると、京都府など所有化の早く進んだものと、岩手など所有化の遅れたものとの間に多少の差異はあるが、ほとんどの府県において明治十五年までの増加が著るしく、以後の増加は少ない。明治十年代も後半に入ると、校舎の所有化を終えた小学校が過半を占めるにいたったことを示しているのとみてよいであろう。同様に敷地価の変化をみると、最高値を示す年度は明治十二年三例、同十五年二例、同十八年十一例、同二十年十二例で明治二十年が最も多い。不規則な変化を示しながら早い時期に最高値を示す府県が存在するとともに、家屋価にくらべて後まで増加を続けるものが多く、校舎にくらべて敷地の所有化はやや遅れた様子である。総数のうち、どれほどが所有化を終えたのか明らかでないが、両者とも明治十年代を通じて所有化がかなり急速に進められたことは推察できる。

積立金は、各府県の間でその蓄積高に大きな違いをみせるが、初期にその差が特に大きい。中でも筑摩、浜松、長野の三県の蓄積額の多いが目立つ。三県とも、小学校設

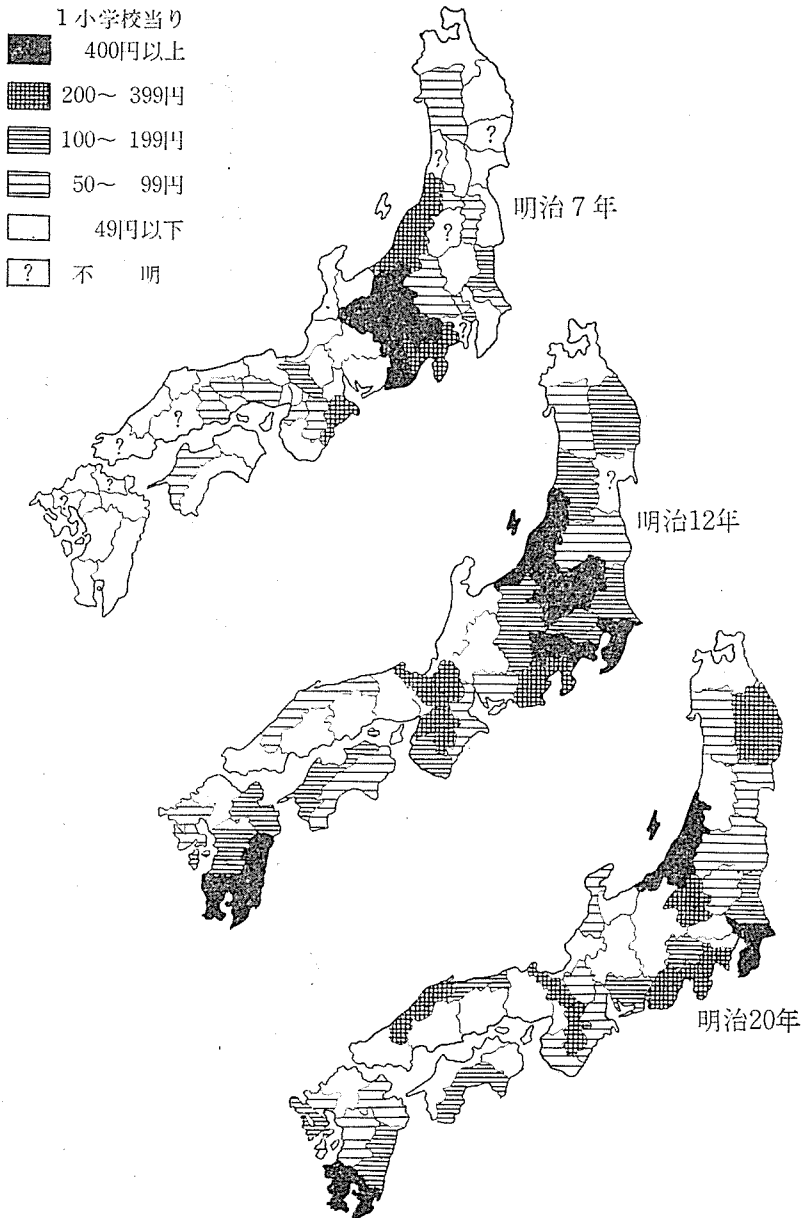
第3図 家屋価変化の例—明治15年を100とした指数—



第4図 敷地価変化の例—明治15年を100とした指数—



第5図 府県別1小学校あたり積立金高



置に際して一小学校設置区域内で一定額の積立金が、設置許可の条件として義務づけられたためである。しかし、註⑭に示したような金額を一時に備蓄することは不可能に近かったから、きわめて便宜的な処置が講じられ、積立金といってもかなり形式的なものにすぎない場合が多かった。⑮初期に多額の積立高を示す県が、後になるとすべて急激にその金額を減少するのはそのためである。

明治八年の全国の積立金総額約五百四十六万円に対し、明治十五年約八百三十二万円と二倍にも達していないが、初期の形式的な積立金額が明治八年の金額に含まれているとすると、この間に徐々にではあるが着実な積立金の増加がみられたことになる。一小学校当りの金額で各府県の積立状況を比較してみると、岩手、新潟、千葉、京都、滋賀、愛媛、島根、鹿児島等の府県が、明治十年代を通じて積立高の増加を示している。しかし一方で明治十五年当時、千人当り百円以下の積立額しか示さない府県も十三例あることを考えると、当時行政出費の増大に苦しんだ旧村にとって積立金蓄積のための拠金がいかに大きい負担であったかということがうかがえる。またその蓄積を進めるためには、

県、郡の強い強制と適切な措置が必要で、これが府県ごとの積立金額に大きな差をもたらしていた点も指摘できる。

明治十五年の学務行政総経費は九百二十二万円で、うち積立金利子は約十パーセントの九十九万円を占めるにすぎないが、最も積立金額の多い鹿児島県では経費総額の三十七パーセントを占め、町村協議費からの収入をうまわめるのである。

しかしその後、積立金額は再びわずかづつではあるが減少しはじめ、明治十八年には七百五十七万円に、町村制施行後の明治二十三年には五百五十四万円になる。明治十年代後半から積立金の減少がはじまるのはいかなる理由によるのか。『文部省年報』（明治二十年度）によれば、「……区町村費ノ減少セル事ハ学資供給ノ制ヲ改メルニ因ルモノニシテ固ヨリ当然ノ事タリト雖モ学区分合ノ為メ恒久安全ノ資産ナル積立ヲ減シ随テ其利子十二万七千余円ヲ減セシメタルハ甚タ惜ムヘキ事ト云フヘシ」（傍点筆者）とある。

ここで「学区分合ノ為メ云々」とあるのは、増大する行政出費を切りつめ、行政機構の簡略化をはかるため、学区統合が試みられたことをさす。つまり、学区の改変、統合の

学区財産の蓄積（山田）

試みに対する村落の側からの反発が積立金の減少という具體的現象となつてあらわれてきたわけである。この間のくわしい事情についてはあらためて奈良県下の項でふれるところであり、ここでは、この現象が全国を通してかなり普遍的にみられたものであったことを指摘するにとどめておく。明治二十二年の町村制施行後、学校財産は不動産（おもに山林）をもつてこれにあてられることに方針が変更された。このため積立金の蓄積は指導奨励されなくなり、積立金高も次第に減少しはじめる。そして学校経営上も学区財産としても重要性を次第に失つてゆくのである。

(二) 奈良県下の学校校舎、敷地の所有過程 県下の学校校舎、敷地の所有化の進行状況をみるにあつて、まず明治八年文部省年報と十七年の県庁所蔵資料^⑨によつて、この十年間に学校校舎、敷地の所有化がいかに進んだかを比較してみよう。

第9表は明治八年の状況を示したものであるが、小学校数三百七十七のうち、校舎が「公有」と記されたものは九十七であり、全体の四分の一がすでに所有化されていたことがわかる。うちわずかず三十二例のみが新築による公有で

第8表 明治8年郡別公有・借用の種類

	学校数	新築	旧舎	旧舎のうちわけ						借用	公有
				寺院	廃寺	官邸	民家	神社	その他		
添上	38	2	36	23	5	1	6	1	0	27	9
添下	21	2	19	12	2	1	2	2	0	18	3
平群	16	1	15	9	3	0	3	1	0	11	5
山辺	32	6	26	9	8	0	6	3	0	18	14
式上下	17	0	17	3	3	0	9	0	2	15	2
式上下	17	1	16	7	4	0	7	0	0	12	5
式上下	12	0	12	10	2	0	0	0	0	10	2
式上下	39	7	32	25	4	0	0	3	0	27	12
式上下	3	1	2	1	0	0	1	0	0	2	1
式上下	21	0	21	6	6	0	9	0	0	19	2
式上下	24	0	24	10	0	0	14	0	0	24	0
式上下	62	2	60	21	13	0	23	3	0	47	15
式上下	35	5	30	18	5	0	4	3	0	27	8
式上下	20	4	16	11	4	0	1	0	0	12	8
式上下	20	1	19	5	8	0	7	0	0	9	11
合計	377	32	345	170	67	2	92	16	2	280	97

(明治8年文部省年報)

あり、ひとまず旧来の建物を利用したものの多かつたことを示している。郡別にみると山辺郡の公有化の進行が早い、これはこの地方——とくに大和高原の山間部——で維新後の寺院統合が行なわれたことと関係がある。それまでほぼ旧村ごとに存在した寺院が、統合によって無任の廃寺となり、これを学校として利用したのである。

借用の中では寺院を借用したものがもっとも多く、民家、神社がこれに次ぐ。ただ、「民家」と記された場合でも必ずしも個人の自宅に限らず、旧村有の共有建物がこれに含まれる場合もあったようである。たとえば第8表で、吉野郡に民家借用の多いことが目立つが、この中には、後の「沿革誌」に「村共有撃劍場拝借」と記されたものと一致する場合が多い。神社建物が利用された例は比較的少ないが、旧村数ヶ村を氏子を含む「郷社」の中には小学校として借用されたものも少なくない。この場合、氏子囿と通学区が一致する上に、通学区規模が県下の平均規模を大きく上まわっていることが特徴である。全体の四分の三を占める借用例の中で、明らかに旧村共有物である廃寺、旧村々会所などをはじめ、寺院、神社等、旧村構成員にとって公共物

としての性格の強いものの借用が多いことに注意しておきたい。

次に明治十七年の状況を県下の六郡についてみると、全体で校舎の七十四%、敷地の四十八%がすでに学校所有物となっている。敷地についてはやや所有化の率が低い、校舎については十年間に所有化がめざましく進行したことが明らかである。

明治八年から同十七年までの学校校舎、敷地の所有化の進行状態を具体的にみるため、校舎の新築年度を整理したのが第10表である。吉野郡においては明治九年から新築件数が多く、明治十七年までの各年の新築件数は比較的平均

第9表 明治17年学校敷地・建物の所有・借用数

	敷 地			建 物		
	所 有	借 用	不 明	所 有	借 用	不 明
添	22	19	3	32	6	6
下	13	15	0	20	5	3
山	15	28	2	33	10	2
平	7	13	0	15	5	0
宇	4	15	1	13	7	0
智	82	82	0	124	33	7
野						
吉						
合 計	163	172	6	237	66	18

(奈良県庁蔵：明治17年小学校設置開申書)

第10表 奈良県下年次別小学校新築数 (6郡のみ)

年次	明治7年	明治8年	明治9年	明治10年	明治11年	明治12年	明治13年	明治14年	明治15年	明治16年	明治17年	合計	参照した明治17年 事例数	明治17年 学校数
郡名														
添上			1	1	4	4	2	2	7			21	29	44
添下				1	2	2		2	6	3		16	28	30
平群	2	2	3		2	1	1	3				14	15	20
山辺	2	1	1	5	3	4	3	3	1	1		24	33	47
広瀬				1	1	1		1				4	5	8
吉野	2	5	10	9	8	11	6	9	9	7	7	83	113	161
合計	6	8	15	17	20	23	12	20	23	11	7	162	223	320

(奈良県庁蔵：明治17年各小学校沿革誌)

しているが、他の五郡では、明治十年以降同十五年までに新築件数が集中している。このように明治十年代前半に集中的に新築が進められたことの背景には、当時農村が一般に好景気のもとにあったというだけでなく、あらたに旧村を監督する立場に立った郡役所の存在を考えないわけにはゆかない。郡役所の強い指導が学区間の競争意識をうまく利用しつつ、学校校舎の新築を次々と完成させていったのであった。

敷地について、その所有化の年次を示す資料は少なく、わずかに奈良郡役所管轄下の三校について具体的な状況を知らぬのみである。添上郡狭川小学校「沿革誌」に「明治十

三年一月、校舎、敷地自今免税ノ達アリ」と記され、この時狭川村は、それまで村有であった校舎、敷地をもに学校に寄付している。同じく同郡鳴川小学校沿革誌には「明治十三年六月、校舎敷共有地献納」とある。また、山辺郡下笠間小学校沿革誌にはやや詳細に「明治十三年一月、堺県乙第十四号ヲ以テ教育令第二十六条ニ基キ昨十二年九月ヨリ学校敷地免税達セラル」と示されている。教育令に基づく堺県の達が契機となって、それまで学校が借用していた敷地が相次いで学校に寄付されたことがうかがわれる。すなわち、村共有地から学校財産への転換が行なわれたわけである。また、校舎の新築にともなって、その位置を新

しく選定するものもあつたが、この場合にも旧村共有地を利用するものが多く、個人所有地の買得、または寄付によつて敷地とした例は、たとえば添上郡では新築数二十一例のうち、二例にすぎず、きわめて少ないのである。②以上の動きは明治十年代を通じて盛んであり、とくに校舎については、同十年代前半に所有化を終えたものが多いのであつた。

(三) 奈良県下における積立金の蓄積過程 奈良県にお

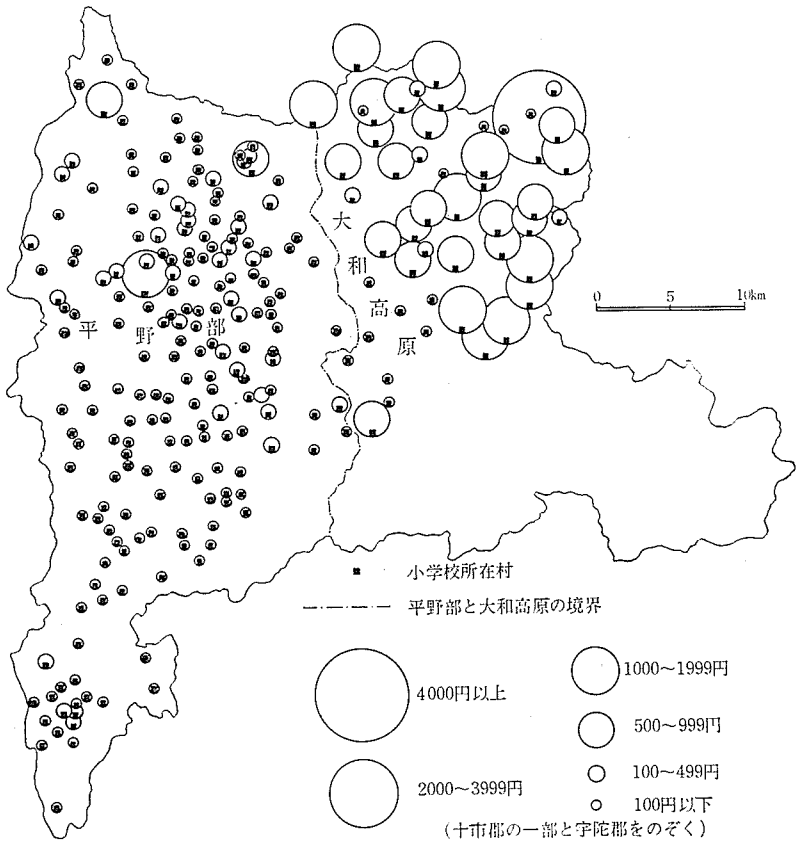
いては、先にのべたような長野、浜松県などにみられた方法①——学校開設に際し、一定額の積立金蓄積を義務づける——が行なわれた形跡はない。学務行政開始とほぼ時を同じくして、積立金の蓄積も積極的に指導されたのであるが、法的に義務づけることはなかつたから、初期の蓄積額はそれほど多くはない。「沿革誌」その他によつても積立金がいづ設置されたかを明示している資料は多くないのであるが、得られた資料十三例のうち、明治九、十兩年および十四、十五兩年にそれぞれ五例づつが集中している。また、明治十年までに積立金を設置したのも、そのほとんどが明治十四年以降に再度金額を増額している。先にみた第5

図によつても明治九年から同十二年にかけての積立金の増加が著るしく、「沿革誌」の記事は少ない事例ながらほぼ大勢を示すものと考えられる。奈良県が堺県に編入された時期、および大阪府編入後学区内町村連合会が公認され、学校経営のすべての責任が学区に委ねられた時期に、県府の積立金設置の指導が行なわれた模様である。

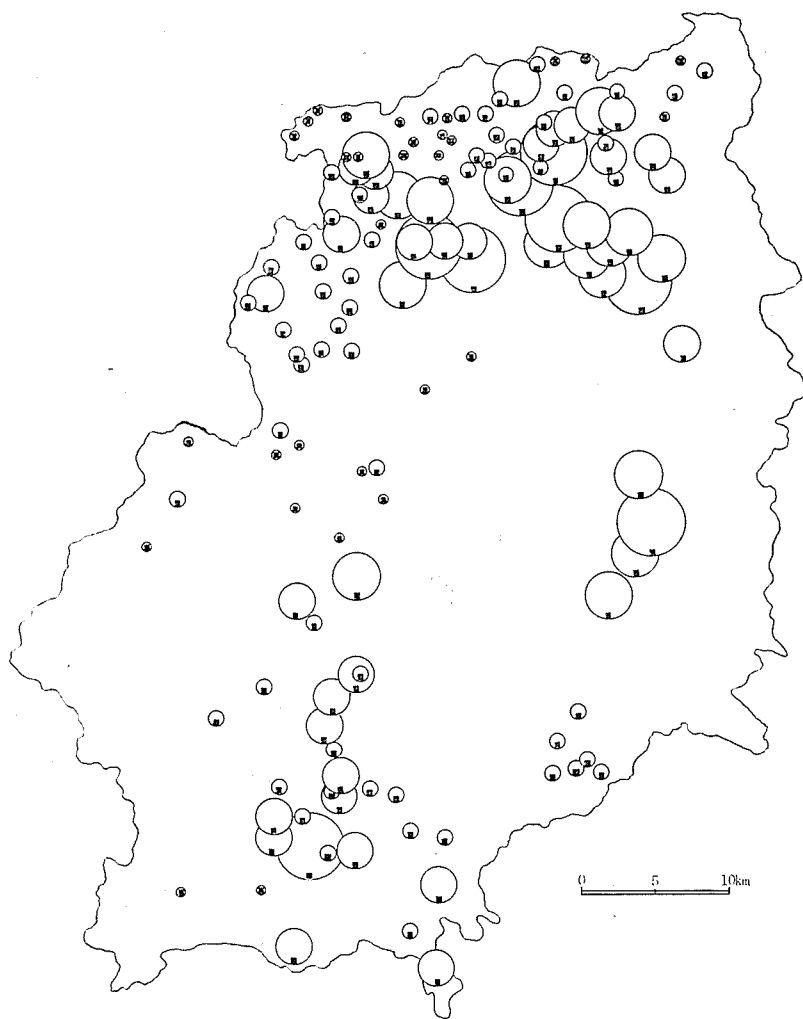
第6図および第7図は明治十七年当時の県下の一小学校当りの積立金額を示したものである。これによると積立金額は吉野と大和高原に多く、平野部に少ない。山間部に積立金蓄積が進んだことが明瞭である。奈良県は、小学校経営を安定させるため早くから配慮をしていた様子で、永島福太郎は明治八年度の文部省補助金が山間部百校に重点的に配分されたことを報告している。③このようなことから、早くから積立金蓄積を山間部諸村に指導したことが充分に予想される。

平野部では、添上郡上村小学校、平群郡安堵小学校の二例をのぞけば、そのほとんどが百円以下の蓄積しか有していない。このわずかな積立金は学区成員の拠金によるものではなく、明治十四年まで与えられていた文部省補助金を

第6図 平野部、大和高原における1小学校あたり積立金高(明治17年)



第7図 吉野地方における1小学校あたり積立金高(明治17年)



積立てたものである。「貧民ノ子弟ノ救助」を目的とし、授業料免除、学費補助を行なうことによつて就学率の向上をめざしたのであるが、国庫の窮乏とともに最初の予定額から年を追つて次第に縮減され、明治十四年で打切られたため所期の効果は発揮できなかつたのであつた。したがつて平野部では積立金利子の学校経費に占める割合も小さく、学区財産としての重要性もあまりない。このため、学校経費は一般行政費とともに町村協議費の中から支出されたのであつた。

これに対して、山間部では積立金が五百円以上の額を示すものが多く、経常費収入の中で重要な位置を占めていた。大和高原では、山辺郡旧都介野村付近が例外的に蓄積高が低い、他は五百〜二千円の積立金をもち、もっとも多額の積立金を有した山辺郡春日小学校では積立額は四千円に達していた。吉野郡では、郡の西北端の吉野川以北および天川郷など積立金の少ない地区もあるが、他は五百〜二千円の積立金をもち、とくに十津川郷、黒滝郷、川上郷に多くみられた。

以上のように、経常費補助として用いられた方法は現金

の積立によるのが普通であつたが、当時すでに旧村有山林を売却してその代金を積立てた例も散見する。

添上郡坂原村では、明治九年十月、村共有財産(山林)を売却し、その代金を積立てている。また、吉野郡柳村では、明治十五年、同様に村有山林を売却、積立を行なつてゐる。ただこの二例はいずれも旧村一村で一小学校を經營してしたのであり、それ故に村有山林の売却が可能であつたと思われる。数ヶ村連合で一小学校を經營したもののうち、山辺郡春日小学校学区に属する春日村、菅生村で積立金設置の際、村有林の分割が行なわれたと伝えられているのが唯一の例であるが、その詳細は明らかでない。

県下の積立金蓄積は一応順調に進められたとみるべきで、明治二十年の積立金総額は十六万七千余円に達し、人口千人当り三百十四円と、全国で第七位の数字を示している。明治二十年といへば全国的にはすでに積立金額がやや減少をみせる時期である。県下の積立金の蓄積過程もこの趨勢になつたものであるとすれば、もっとも多い時期にはこれを上まわる蓄積額があつたと考えてよい。この積立金から生じる利子は県下の平均では、年々の学校経費の十パー

セントを占めるにすぎなかったが、蓄積の多かった山間部では三〜五割を積立金利子によつた場合が普通であつた。吉野郡では利子のみで学校経営のすべてをまかされた例も存在するのである。^②

(四) 大和高原における積立金

ところで、積立金の蓄積が著るしく進んだのは先述のように県東部の山間部（大和高原）と県南部の山間部（吉野地方）であつたが、この二つの地区の積立方法、積立金の性格には大きな相違がみられる。まず大和高原についてみてみよう。

他府県では初期には府県が一括して積立、管理する方法もみられたのに対し、大和高原では各旧村ごとに「村積立金」の名で積立を行なわせる方法をとつたことが特徴的である。旧村数ヶ村が連合して一小学校を設置した場合でも連合村相互間で積立金額の定額を定めてはいない。当時の旧村の抵抗を受けることなく、実質的に積立金を多くしようとした巧妙な方法であつたといえる。

奈良県から堺県にうつつて以後は、学区内各村の戸数、地価に依つて一定の割合で割当てて積立てさせる方法がとられたが、それが依然として「村積立金」の名目であつた

か、「学校（区）積立金」の名目となつていたかは判明しがたい。しかし次の明治十四年大阪府編入当時になると、資料には「小学校積立金」として現われ、学区内連合町村会が保管、運営していたことが明らかとなる。ただ、このようにして学区財産となつた積立金は、初期にとられた方法が原因して、後までその帰属が学区にあるのか旧村にあるのかという点に、やや不明瞭な性格を残すのである。

以下、いくつかの事例によつて、「村積立金」から「学区積立金」に至る過程を追つてみよう。もつとも初期の状態を示すものが、次に掲げる山辺郡針ヶ別所村の例である。

明治七年永世積立基礎金共有簿

山辺郡針ヶ別所村

此度村方申合セ永世ノ為貧窮ニ陥ラサル様三十八人積立金

左ニ

一、金 三十五円

福住喜八郎

一、金 二十円

山村郡平

(中略)

合計金四百八十円也

右之通示談之上積立金ヲ致シ元金永世据置右金ノ利子ヲ以

テ社寺及ヒ学校村入費等ニ毎年十二月二十日限り……(以下不明)

(山辺郡都都村針ヶ別所区有文書)

同村は、当時北隣の馬場村、荻村と連合して一小学校をもつていたにもかかわらず、明治七年「村積立金」の名称のもとに合計四百八十円を村内四十二戸中三十八戸から徴収し、積立てている。積立の開始された年が小学校開設年と一致することからも、積立の主目的は小学校経費の補助にあつたに相違ないが、資料にもあるとおり、他の出費にも使用される性格のものであつた。

また、山辺郡深野村——一村で一小学校——では学校開設から間もない明治八年十一月、村内四十七戸から三百円を募り、更に明治十五年には、積立基本金額を千五百円に増加している。しかし、増加分の金額を徴収することが不可能であつたため、内六百円については註⑩のべた便宜的方法がとられたのである。

深野小学校沿革誌

明治八年

積立 三百円(利子一分三厘)該金ハ本年十一月本校設立ニ

際シ、村民戸主四十七人ノ資産ニ応シ寄附セシモノナラン
明治十五年

学資金積立増加及経費予算改正、十一月二日村会ニ於テ議決

学資金千五百円ヲ定額トス、コノ内九百円(内三百円ハ元寄附積立、内六百円ハ更ニ課出ノ積立金)ハ貸付利率一分三厘、一ケ年百五十円四十銭、残り六百円ハ当分村民戸主四十八人ニテ預リ其利率一分三厘トシテ毎月利子金七円八十銭課出ス、其法タルヤ戸数五地価五ヲ割付、各金三元九十銭宛トシ一ケ年九十三円六十銭、利子通計一ケ年二百四円ナリ
明治十四年以降、すなわち大阪府に属した時期の例として、添上郡尾山小学校——尾山、長引二ヶ村連合——の場合をあげておこう。

小学校基礎金之儀ニ付御届

奈良郡役所部内第四学区

添上郡尾山小学校

一、金 千三百二十円

右者尾山小学校基礎金之儀本年十月四日尾山両村学校聯合

会ニ於テ前書金額募集シ而メ当校為維持基礎金ニ仕候決議相
整候、然ルニ本年ヨリ貸付利子生種ヲ得テ学資ニ致度別紙法

菅方相添及御届候也

右受持学務委員

與上源吉

大阪府知事 建野郷三殿

(後略) (奈良県庁藏 明治十五、十七年郡長伺書)

同小学校は、大和高原に位置する他の小学校にくらべて、積立金設置は遅れたが、明治十六年に定額千三百二十円の積立金を設置した。「小学校基礎金」の名称をもち、その保管法を定めた条文によれば、管理、運営に学区内町村連合会があたっていること、積立金利子の用途は学校経費に限られることが明らかである。

その他、頼母子講の方法によるもの、村内で行なわれる婚礼、葬式、棟上などの行事の際、数円づつ学校に寄付させる方法、学区内各戸に毎年一定の米穀を抛出させ、その売上金を積立てる方法などもみられ、実にさまざまな方法によって積立金の蓄積に努めたのであった。しかし、大和高原の積立方法について共通していることは、すべてが個人の抛金によること、しかも特定の少数個人ではなく、学区内成員のほとんどすべてが参与していることである。

(五) 吉野地方の場合 これに対して吉野地方ではかなり違った様相があらわれている。この地方に普遍的にみられた「開産金」^(註)を積立金に利用したからである。次に示すのは川上郷における積立方法を示す資料である。

吉野郡川上村井光部落有文書

明治十六年八月十八・九日各戸長集会懇談ノ件

(前略)

一、各小学校永続方法ヲ設ケン為メ、開産金ヲ以テ公債証書額面四万円購求ノ件

一、漢学校公立タリシニ、私立ニナリタルモノナレハ、名代人ヲ設ケ其筋上願ノコト云々

一、聯合各村ニテ学校生徒ノ内ヨリ抽出シ、教員土着ノ人ヲ要ス

一、本年初秋ヨリ引溜開産金ノ予算ヲ定、其金額ノ内幾分ハ教員給料ノ不足ヲ補ヒ、幾分ハ学費、幾分ハ聯合費、幾分ハ積立等ノ仕訳方法ヲ設クルコト

(奈良県教育八十年史)所収

ここに、「各小学校永続方法ヲ設ケン為メ、開産金ヲ以テ公債証書額面四万円購入の件」とあるのは、各戸長(川

上郷内各村戸長が協議し、小学校経費補助の目的で開産金四万円の使用を決定したことを記したものである。また、「本年初秋ヨリ云々」の項は開産金の用途を改定したもので、開産金は積立金の基礎金となるばかりでなく、学務行政全般の支出に利用されていることがわかる。さらに、資料には「各小学校……」とあり、開産金が川上郷内の小学校に共通に資金を提供していたことが明らかである。

吉野地方——蔽密には林地地帯の開産金収入のある地方に限られるのであるが——では個人の抛金によるのではなく、郷内各小学校共通の積立金であったことが特色である。積立金の管理方法には郷ごとに若干の相違がある。すなわち黒滝郷のように、各学区ごとに開産金を分与し、学区ごとの管理にまかせたものと、川上郷のように、開産金積立は郷が直接行ない、各学区は毎年利子の分与を受けるにすぎなかったものの二つである。両者を比べると、川上郷の方法では積立金は学区財産というよりむしろ郷財産そのものの感が強い。第7図では一様に学区財産として示したが、蔽密には川上郷では図に示した各小学校ごとの積立金の総和が一括して郷に積立てられているのである。先に示した

資料でも郷内各村戸長の協議で公債の購入を決定したことがみえていたが、開産金の用途について、各学区が単独に処理することが出来る性格のものではないのであった。川上郷では明治十四年に、管理区域としての「学区」が郷内に三つ設定されたが、翌十五年、川上郷全域を「学区」に変更するよう大阪府に願ひ出て許可されている。このことも川上郷における積立金の性格と考え合わせてきわめて興味深い。川上郷では学校経費のほとんどすべてが開産金によるものであったから、一郷が一「学区」である方がはるかに運営上好都合であったのである。

このように積立金のすべてを開産金に依存するもののか、十津川郷、北山郷のように郷積立金と旧村積立金の二種類の積立方法をとっていたものもある。十津川郷では、小学校経常費は郷積立金利子と各旧村積立金利子という二種類の積立金利子から構成されている。郷積立金として郷が一括して積立を行なったことは川上郷と同様であるが、旧村ごとにも多額の積立金の存在することが特色である。ただ、十津川郷における旧村積立金は旧村成員の抛金によつたのではない。明治八年文部省年報に、「明治二年、十津

川郷士に俸祿として与えられた金額が郷に寄付され、さらにその一部が各旧村に分配されたもの」と説明されている。^⑤北山郷の旧村積立金がどのようにして徴収されたものかは明らかでない。

このように、吉野地方における積立金はその大部分を郷財産たる開産金に依存していたのである。十津川郷、北山郷のように旧村ごとの積立金が存在した場合もあるが、これも大和高原にみられたような、旧村成員に一定の割合で拠金させた方法とは明らかに異なる。吉野地方においては、積立金の性格からみても郷の存在がきわめて強く、逆に旧村の地位が弱かったといえる。

また、奈良県下の積立金の蓄積が順調に進められたことの一つの理由に、吉野の開産金のように県の要請に対して地元がそれに適応しやすい条件を備えていたことを忘れてはならないのである。

四、学区財産を通してみた学区と旧村の関係 及び学区の統一性

これまで奈良県下を主対象地として、学区財産の種類、

および蓄積過程にあらわれた地域差についての検討をすずめてきた。このような学区財産は本来の学務行政遂行のためにその役割を果すにとどまらず、学区に新しい統一性をもたらし、さらに内部の旧村に影響を及ぼすことになる。

そこでこれまでに得た結果をもとにして、①学区財産の蓄積過程を通してみた学区と旧村の関係およびその地域差、②学区の統一性に与えた影響、の二点について整理しよう。

(一) 学校校舎、敷地 学務行政の開始時において、それが公有であれ借用であれ、旧村財産たる共有建物、共有地ないしそれに準ずる性格のものを利用する場合が多くみられる。したがって、のちに校舎が新築されて学区財産となる際にも、それまで利用していた旧村共有建物をとりこわし、そのあと(旧村共有地)に新しい建物を建設するのが一般的であった。このため新築を契機として、それまでの村会所などの旧村成員の集会場所がつきつきと姿を消していった。このように多くの旧村共有地、共有(新築)建物は、借用、所有の二段階をへて学区財産に転化することになる。すなわち、学校校舎、敷地については旧村財産との

間に明らかな連続性が認められるわけである。では、両者間のこの連続性は学区内における学校の性格にどのような影響を与えるであろうか。このことを次の資料によってみておこう。資料は明治十五年、奈良郡役所郡長から大阪府知事にあてた伺書である。中では、小学校が教育以外の目的に使用されすぎするため、郡役所が使用制限の基準を定めたと対する可否が問われている。

小学校ヲ人民集会場ニ仮用スル義ニ付同

学校ヲ仮用シテ諸般ノ集会ヲ舉行スル取締上ニ付テハ明治十四年文部省第三十八号達ノ趣モ有之 然ルニ当部内ニ於テ別記第一項ノ分ハ教育上何等ノ妨害無之モノニ付該校生徒授業上ニ差支サレハ從來之ヲ仮用致候義モ有之 右ハ固ヨリ御悟無之筋ト相心得 尚亦第二項ノ分ハ或ハ生徒ノ徳性ヲシテ涵養ノ秩序ヲ誤リ又ハ其良智啓発ノ誘途ヲ乱スカ如キ恐れアルヲ以テ渾テ仮用不相成筋ニ可有之 然ルヲ若シ仮用致度旨申出ル者アル趣ヲ以テ戸長学務委員等ヨリ当役所ヘ其可否稟議スルコトアル時ハ差許スコカラサル旨指示致シ可然哉 此ノ分界線テ相伺候条何分ノ御指令相仰候也

添上 添下山辺広瀬平群

郡長 稲葉通久

明治十五年七月十七日

大阪府知事 建野郷三殿

第一項

- 一、学区聯合会
 - 一、郡衛生会
 - 一、町村会
 - 一、水利土功会
 - 一、衛生講談会
 - 一、府會議員又ハ町村會議員ノ選挙会
 - 一、教育会
 - 一、農談会
- 第二項
- 一、政談演説会
 - 一、公衆ニ対スル學術又ハ勸業ノ演説会
 - 一、各種ノ懇親会
 - 一、右ノ外猥褻説激ニ渉ル一切ノ集会

(奈良県庁蔵 明治十五、十七年郡長伺書)

郡長が学校内での開催を認むべしとした第一項には、種々の地方行政に関するものが含まれ、学務行政に限らず一

般行政に関する集会の多くが学校を利用して行なわれたことが知られる。中には直接学区内の事務処理を行なうためではなく、郡全般に関係する会合も行なわれたのである。しかもこのような諸々の会合は定期的な、しかもかなりの頻度で学校を利用して開催されたのであった。

学校が学校教育のみを行なうのではなく、学務行政の事務遂行の場所でもあること、さらに本来学務行政とは別個のものである一般行政について、その一部の事務処理は学校を利用して行なわれたことが明らかである。すなわち学校は、学務行政に限らず、広く一般行政について、旧村内の、あるいは学区内のあるいは郡内の意志統一の場所としての役割を果たしていたのである。

学校の使用を禁止すべきであるとした第二項には、直接行政事務とは関係のない各種の会合が含まれている。この中に、「政談演説会」とあるのは、当時の騒然とした政治情勢の反映かと考えられるが、他の事項は、学区成員がしばしば集会場として学校を利用していたことを示している。「各種の懇親会」と莫然と掲げられているところから、きわめて日常的に利用されていたことが推察できるのである。

これ以前も、学校を集会に利用する場合、戸長、学務委員の許可が必要であったが、しばしば行なわれる日常的な集会は、正式に戸長の許可を求めるといふ性格のものではなかったであろうし、一片の禁止の布告で禁止される性格のものでもなかったであろう。

当時の学校は、このような多岐にわたる役割をもった存在であった。そして、これには単に一般行政遂行のための固有の施設がなかったという理由だけでなく、学校校舎、敷地が、それまでの旧村の公共的建物、敷地の転化したものである場合が多かったことも併せ考えなければならぬ。旧村内において、かつて旧村の公共的建物が果していた役割が、容易に学校に移される結果をまねいたと考えざるをえないからである。

現在でいえば、当時の学校は、教育機関としての学校、一般行政機関としての役場、区内成員の公共施設としての公民館等が分かち持っている機能をすべてかねそなえる場合が多かったといえる。このような学校が現在より多岐の機能をもっていたことは、はじめに少しふれた学区内に成立する種々の社会集団の存在と密接な相互関係にあると考

えなければならぬ。

(二) 積立金 積立金の場合は、先にのべた学校校舎、

敷地と異なり、旧村財産の転化した例がきわめて少ないこと、積立金の蓄積額、積立金の性格などに明瞭な地域差が認められることが特徴である。

旧村財産との関係について、たとえばすでに旧村有山林を売却しその代金を積立金として蓄積した例が三例確認された。しかしこのうち二例（添上郡坂原村、吉野郡柳村）は旧村一村で一小学校を經營していたのであり、それゆえに共有山林の売却が可能であつたと考えられる。旧村数ヶ村が連合して一小学校を經營した中で旧村共有林が分割された例は、山辺郡春日小学校学区内の春日村、菅生村に求められるにすぎない。明治後期にはじまる部落有林野の統一事業に際し、一部は学校林として学区ないし町村財産に転化したのと同様の現象は、この時期にはきわめて少なかったわけである。旧村に必要な経費をまかなう財源として、また農業生産に欠くべからざる資源として重要な役割を果していた旧村有山林は解体されずにひとまず温存された。一般的には積立金は旧村財産の転化したものではなく、新

しい財産というべきなのである。

次に問題となるのは大和高原と吉野地方との間にみられる積立方法の相違に関する点である。大和高原の各地にみられた積立方法は、少額の文部補助金以外、すべて学区内成員の拠金によるものであった。しかも少数の特定個人に寄付によるのではなく、学区内成員のほとんどすべてがこれに参与していたのであり、他府県にしばしばみられた少数富裕者の拠金による方法とはその方法を大いに異にするのであった。大和高原において積立金の蓄積を行なうことは、特定個人（しかもある場合には学区外の個人）の恣意による私的な問題ではなく、学区内成員全体に義務づけられた問題——学区の公的な問題であった。したがって蓄積された積立金はまさに学区の公的な財産なのであった。このように大和高原における積立金の蓄積過程からは、学区が旧村と並行する独自の財産所有主体として作り上げられたことがよみとれる。また同時に、学区が積極的に旧村財産を吸収し、学校経費の補助にあてる力をいまだ充分に持っていないことを示している。

積立金は旧村財産の転化したものではなく、新しく学区

に蓄積された財産であったにもかかわらず、時として旧村が所有主体としての主張をする場合もあったようで、これはひとつには、初期に旧村ごとに独立して積立金を設置する方法がとられたことが原因となっている。明治十九年十一月、小学校令第十一条にもとづいて出された大阪府達は、新しく「学資金」の公称をもうけ、あらためて積立金を「学校財産」として規定した^⑦。積立金に残るあいまいさを最終的に一掃しようとしたのである。ただこのような達が出されること自体、明治十年代の後半に至っても依然として先述のような不明瞭な性格をもっていたことを証明していることにもなる。学区財産としての積立金の存在は、個々の学区の統一性を考える場合、それをささえる重要な要素となりうる。しかしそれは、旧村のバランスの上に成り立っていたというべきであろう。そしてそれは、「明治前期」という時代的な特色、即ち旧村の独立性のいまだ強かったことと無関係ではない。

これに対し、吉野地方の積立金は開産金をはじめとする郷財産が利用されたことが特徴であった。すなわちこの地方における積立金は、独立した学区財産としての性格はそ

れだけ弱かったことになり、すべて郷のもとに組み込まれた姿を示す。たとえば川上郷のように、積立金が各学区ごとに蓄積されるのではなく一括して郷に積立てられ、各小學校は年々その配分を受けるにすぎない場合、学区財産というよりも郷財産そのものの感が強い。また十津川郷の場合、郷積立金のほかに旧村ごとの積立金もみられたが、これは大和高原のように学区内成員の拠金によるものではなく、十津川郷内の郷士から郷に寄付され、それを各旧村に配分したものであったから、積立金に関しては旧村の主体性はよわいのである。このように、大和高原においては学区財産をめぐって学区が内部の旧村の規制力を受けたのに対し、吉野地方においては逆に上位単位である郷からの規制を受けざるをえなかった。

山間部を中心に蓄積された積立金は、その所有主体である学区の統一性をささえる重要な要素となりうるものであった。と同時に学区は大和高原では下位単位たる旧村から、吉野地方では上位単位たる郷からの規制をも受ける位置にあったと考えられるのである。

ところで、このように多額の積立金を蓄積することが学

区の統一性をささえる一要素となりえたのなら、具体的にどのような現象を通して把握することができるか。つぎに、明治十年代後半からはじまる学区統合の動きに対し、積立金の存在がどのような働きをしたのか。この点についていくつかの事例をみておきたいと思う。

(三) 学区統合に対する反発 学区統合に対する反応を示した事例としてまず第一にあげられるのは、明治十八年度から実施しようとした一連合戸長役場内(一「学区」内)の学校経費共同負担に反対する動きである。

御伺

本年御府乙第百五十一号ヲ以学区ノ区画ハ主トシテノ学区中経済ヲ合一ニシテ学資ヲ充実ナランメ而シテ完全ノ教育ヲ施設スルノ旨趣ニ有之云々御達之趣拜承仕夫々協議仕候処奈良郡役所部内第十五学区ノ義ハ学区内三ヶ小学校アリ 其第一春日小学校所属村戸数三百七十五戸地価十二万六千三百五十五円八十七・六銭学資蓄積金三千九百円ニシテ現今支給スル教員給料ハ一ヶ月金三十八円五十銭ナリ 其第二広瀬小学校所属村戸数百四十九戸地価三万二千五百三十五円二十六・五銭学資蓄積金千五百円ニシテ現今支給スル教員給料ハ一ヶ月金二十二円ナリ 其第三遅瀬小学校ハ戸数九十四戸地価一

万五千八十円四十四銭学資蓄積金六百五円ニシテ現ニ支給スル教員給料一ヶ月十二円五十銭ナリ 因之觀之ニ学区合一ノ経済ニストキハ春日小学校所属村ヨリ徴取スル学資ヲ以テ広瀬・遅瀬両小学校ノ学資ヲ補助スルノ理ニ相成之ヲ一学区合一ノ経済ニストスハ春日小学校所属人民ニシテ従前ニ比スレハ幾分カノ不幸ヲ受クルニ至レリ 茲ニ於テ当第十五学区ノ如キハ従前ノ通り各小学校限リノ経済ニ致度右御聞届被下度此段御伺候也

山辺郡春日村外七ヶ村

戸長 中森甚治郎

奈良郡役所部内第十五学区

学務委員 神谷利平

明治十七年十二月十日

(奈良県庁蔵 明治十八年〜二十年郡長伺録)

右に示した資料は、明治十七年、山辺郡春日村外七ヶ村連合戸長役場から大阪府知事あての伺書である。連合戸長役場内での共通負担の実施困難などを訴えたものであるが、その理由に積立金の蓄積高が各小学校でことなり、学区間の学校経費負担が不公平になることをあげているのが注目される。学校経営を安定させる目的で設置された積立

金が、同様の目的をもつもう一つの方法ともいふべき学区統合を拒否しようとしたのである。ちなみに春日小学校は大和高原で最高の積立金の蓄積の行なわれた小学校であった。

この伺書に対する大阪府の裁下は「書面伺之趣難聞届事」であり、府としては、ともあれ初期の方針を貫徹く意向であったことが明らかである。しかしこの学区で大阪府の意向どおり経費の共通負担が行なわれたかどうかはさだかでない。他の地区の資料によると、教員給料のみ共通負担にしたところが多く、おそらくこの学区も同様の措置をとったものと考えられる。翌十九年にははやくも経費の共通負担は廃止されてしまう。この問題は行政町村成立後の問題として残されることになり、しかもそれは一時に解決されず、長期にわたって徐々に進められたのである。

第二の事例は、明治二十一年の町村合併とそれに続く町村制施行に当って、学区財産を町村財産に転化しようとした際の反発にみられる。

小学校校資金ヲ一村共有金へ引直シ方ノ儀ニ付伺

山辺郡 針尋常小学校

所屬村 山辺郡針村一円

一、金 四百一十一円八十三錢七厘

明治二十一年十二月現在学資元利高

右小学校学資金ノ義ハ明治十九年大阪府達第三百八十一号小学校資産管理規定ニ拠リ取扱来候処元来該金ノ義ハ所屬村民ニ於テ各自相当ノ釀金ヲ為シ或ハ一村共有物ヲ売却シ之レヲ積立示来貸付ノ方法ヲ以テ年々該利子ヲ学資ニ充用致来リ候モノニテ即チ一村共有学資金ニ有之候処右達ノ際誤テ針小学校校資金ト為シ示後該規定ニ拠リ管理致シ候共上文ノ如キ性質ノモノニ付他日町村制ニ依リ新町村組織相成候場合ニ於テ右学校資金ノ名称ヲ除キ単ニ針村一村共有学資金ニ引直シ申度候条何卒御聞届被成下度此段相伺候也

山辺郡白石村外二ヶ村

戸長 福田良和

明治二十一年十二月二十五日

奈良県知事 子爵 税所 篤殿

(山辺郡都祁村針ヶ区有文書)

小学校開設以来蓄積されてきた積立金は、大和高原では先へのべたように当初の積立方法——旧村一ヶ村ごと積立金をおく——が影響して、旧村財産か学区財産かの点で

やや曖昧な性格を残していた。ことに、旧村一ヶ村で一小学校を經營した場合、法的に財産が学区に帰属するものか旧村に帰属するものかが一層不明確であったと思われる。

明治十九年十一月の大阪府達は、積立金をあらためて「学区財産」として規定し、積立金に残るこのような曖昧さを最終的に一掃しようとしたものであったが、このように規定したところで一ヶ村で一小学校を經營している場合には、實際上何の障害もなかったわけである。ところが明治二十二年四月、町村制が施行されると、学校財産は新町村有の財産となってしまうのであった。

山辺郡針村では右に示したように明治二十一年十二月、学資金の針村村有財産への変更を願ひ出ている。当時、針村は一ヶ村で一小学校を經營していたが、他九ヶ村が合併して都介野村が成立する際、新村財産への移行をきらっての出願であった。この願出の結末は資料からは明らかにできないが、現地での聴取りによると、町村制施行後旧針村に保管されたものようである。ただ、「学資金」の名称は残しながらも、もっぱら部落内の諸出費の補助としての役割を果し、大正中期、その管理不十分なことが災いして

消滅したという。

また、山辺郡助命村には、明治二十二年二月の「学資金精算帳」が部落有文書として現存する。当時の助命村が所屬していた箕輪尋常小学校積立金のうち、同村分の二百六円七十銭八厘を村内十九戸に分割して積立金を精算している。箕輪小学校に所屬した他の三ヶ村（伏拝、堂前、箕輪）もおそらく同様の処分を行なったのであろう。

この二つの例によれば、学区財産の町村財産への移行に反発し、前者針村の場合、学校財産が部落有財産に転化し、後者助命村では村内の個人に分割されてしまった。とくに後者の場合、学区財産としての積立金は消滅してしまつたのである。明治二十年から同二十三年にかけては、全国的にみても積立金の減少した府県が多いが、同様の傾向を示した奈良県では、その背景にこのような新行政町村成立時の財産処分があつたのである。ただ奈良県の場合、その減少の度合はそれほど著るしくない。先の針村では大正時代まで部落有財産として存続したし、他にも当時の積立金がそのまま現存する事例のあることなどを併せ考えると、県は積立金の減少を防ぐため何らかの便宜的処置——たとえ

ば、名目的には町村財産としても、実質的には個々の学区内のみを使用することを認めるなど——を講じたに相違ない。学区財産を直接町村の財産に組み入れようとすれば、それは必然的に財産の減少をまねく。そのため、実質的には学区財産としての旧来の資格を認めることによってその減少を防いだのである。すなわち、学校経費の補助として重要な位置を保持させることによって、間接的に町村財政への効果を期待したのであった。また、このような資料によって新行政村と学区の対立が、同時に学区を媒介とした新行政町村と旧村の対立として現われていることに注目すべきである。

さらに、もう一つ注意すべきは、吉野地方の開産金積立の場合、前述のようにそれが「郷財産」であるため、一郷が一行政村となった場合には、大和高原にみられた積立金の所屬をめぐる対立は生じなかつたと考えられることである。しかし、二郷が一行政村を形成した場合と同様の現象が新行政村と郷の間に生じたのであった。^③

五、おわりに

以上のように学務行政施行の結果としてあらわれた学区財産をとりあげ、これを通して、学区と旧村、郷の関係、および学区の統一性に与えた影響についての考察を進めてきた。ここから得られた結論はおよそ次のようなものであった。

① 各地ともほぼ同一の歩調でその所有化が進められた学校建物、敷地については、それが旧村の共有建物や共有敷地の転化したものである場合が多く、両者の間に明らかな連続性が認められること。学校は単に教育機関としての役割のみでなく、他の行政事務、学区内成員の日常生活における結合の場所であったこと。また、このような学校が多岐にわたる機能は、学校が旧村共有物の転化したものであったことと深い関係を有すること。

② 積立金については、それが旧村財産の転化したものではなく、新しく学区に蓄積された財産であったこと。そしてこれは学区に旧村と並行する財産所有体としての位置を与えるものであったとともに、一方では学区が旧村財産

を吸収するに充分な力を持たなかったことをも示していること。また、県下でも大和高原と吉野地方では積立方法の差異にもとづいて学区と旧村、郷との対応関係が異なっており、あらわれたこと。さらに、学区統合の過程の中から学区の統一性に及ぼした学区財産の意味が確認されたこと、以上の諸点であった。

このように、学区財産の蓄積過程を具体的に分析することによって、第一に学区の旧村、郷に対する位置づけが、第二に学区の物的な基盤としての学区財産の学区の統一性に与えた影響が確認できたのであった。しかもそれは各地区に一樣ではなく、それぞれがもつ基礎条件によって異なった様相を示すことが明らかになったのである。

学区財産のうち、積立金については明治二十二年町村制施行後には積極的に奨励されなくなったものであった。いわば明治十年代まで、すなわち学務行政の初期にあらわれた現象にすぎず、その限りではきわめて一時的現象であった。しかし、その後、学校の形で財産の蓄積が進められたことを考えると、学校経営にはどのような形にせよ財産の蓄積が要請される面のあることは否定できないのであり、

学区財産の蓄積が放棄されたのではなく、財産の所有形態として現金の蓄積より、より安定性のある不動産の所有へと変更されたというのが正しい。そして明治初期において、積立金の蓄積という不安定な方法がとられた理由が、学務行政の方針のあやまりにあったというより、むしろそうせざるをえなかったと考えるべきで、かえってこのこと自体に重要な意味がみいだされるのである。すなわち、学区の統一性という点からみればそれが常に旧村あるいは郷の規制を受ける存在であったことと考えあわせられるべきことからである。しかし財産の蓄積という事実は、当時の一般行政区域にはみられない特徴であったこともまた事実であって、学区の統一性、学区と旧村、郷との関係について、学区に固有の現象が具体的に論証できたのであった。

町村制施行後、それまで別個の機構組織をもって遂行されていた学務行政はすべて一般行政の中に組み込まれてしまった。学区も一般行政区域たる市、町、村の中に原則的には包括されてしまったわけである。この際、学区はどのようなにして一般行政区域に組み込まれていったか——逆の表現をすれば学区が一般行政区域に対して与えた条件はな

にであったか、この問題に関しては学区財産の移動を通して
てみた一般行政区域に対する学区の反発の事例として本稿
の最後でふれるところであったが、このような点をも含め
て、明治前期における学区と一般行政区域の間にみられる
相互関係、一般行政機構に統括されたのちの行政町村内
における学区の位置等については改めて整理してみたい。

- ① 田辺裕「行政地域としての市町村の地理学的研究」(博士論文要旨)
『人文科学紀要(東京大学教養学部人文科学研)』第三十八輯、一九六
六年。
- ② Le Lannou, M.: La Géographie humaine, 1949. 古野清人訳『人
文地理』一九五三年、一七三頁。
- ③ Scholler, P.: Wege und Irrwege der Politischen Geographie
und Geopolitik, Erdkunde 11, 1957.
- ④ 鈴木栄太郎『日本農村社会学原理』一九四〇年、三三七頁。
日本農村における社会集団を一〇の集団に分類し、小学校をめぐる
社会集団とそれに付随する青年団、在郷軍人会、警防団などを官設的
集団としている。
- ⑤ 千葉正士『学区制度の研究』一九六二年。
純然たる教育史、地方制度史以外でのまとまった学区研究を行なっ
たものとして、本書は唯一のものであろう。
- 外に法社会学からの学区研究として、
神谷力『学制の施行と地方行政制度の成立過程について』『愛知学
芸大学研究報告9』一九六〇年、が掲げられる。
- ⑥ 主なものに次の論文がある。

井戸庄三『滋賀県における明治二十二年町村合併の地理学的研究』
『金沢大学教育学部紀要』第十三号、一九六五。
同「明治初期町村分合に関する、二、三の問題——長野・山梨両県
を中心として」『人文地理』十八巻四号、一九六六年。

田辺裕「明治行政村の成立——栃木県熟田村の場合——」『地理学
評論』十六巻五号、一九六三年。

多くは、学区をその一要素として考察の対象に加えている。行政村
成立への学区の影響を重要視するのが一般的であるが、井戸は滋賀県
下の例証から、学区の影響は小さいと結論している。また、地理学か
らの研究ではないが、後に引用する永島福太郎の論文(「明治『学制』
と村落」『関西学院史学』Ⅱ、一九五五)は明治期の学務行政の施行
が村落に与えた影響の大きかったことを指摘している。

⑦ 本稿では、明治二十二年に成立した行政町村に対し、それ以前の制
度上の村という意味で「旧村」の語を使用する。

⑧ 現在の地方公共団体においても、教育関係の出費が総予算額の $\frac{1}{2}$
を占めるといわれるが、明治前期においてもほぼ同様であった。

次頁の表によると明治十五年奈良県下の町村協議費総額のうち、教
育費の占める割合は $\frac{1}{2}$ 程度が多く、必要経費のうちでは一般行政の個
々の費目を上まわる。これが学校の経営が町村にとって無関心たりえ
ない一つの理由である。また時に町村の経費負担能力をこえる場合、
新たな町村連合の契機となることも多かった。

⑨ 福島県、新潟県などでは、児童の通学距離の限界として「一里」と
いう制限を設けていた。(明治八年、同十二年文部省年報)

⑩ 千葉 註⑤前掲書、十四頁。

⑪ 明治二十二年市制、町村制施行に至る間の学務行政は、一般行政と
は別個の機構で実施された。この間に施行された学務行政関係の法令
は、明治五年六月の学制、明治十二年九月の教育令、明治十九年四月

明治15年、奈良県下の町村協議費における教育費の割合

(大阪府統計一書)

郡名	校目	総額	土木費	衛生費	教育費	戸長役場費	教育費	区町村会費	その他	教育費の総額に占める割合
添	上	53,968円	18,866円	1,012円	19,644円	12,384円	168円	1,895円	円	36.4%
下	下	34,318	12,059	620	12,503	7,823	107	1,205		36.4
山	山	33,457	11,566	614	12,499	7,516	102	1,159		37.4
広	平	13,152	4,739	242	4,720	2,955	40	455		35.9
平	平	22,548	8,012	412	8,159	5,108	69	787		36.2
式	式	27,137	11,279	629	10,239	618	325	414	3,631	37.7
下	下	18,310	9,601	375	5,318	463	256	252	2,045	29.0
陀	陀	32,693	16,054	1,008	10,284	716	441	512	3,679	31.5
十	十	32,639	18,481	863	14,203	756	552	505	4,279	43.5
高	高	30,641	3,288	982	10,009	7,372	303	1,139	7,547	32.7
葛	葛	17,724	1,784	576	5,888	4,268	177	659	4,389	33.2
忍	忍	33,673	3,633	1,078	10,983	8,101	332	1,252	8,293	32.6
海	海	3,716	466	114	1,158	892	35	138	913	31.2
智	智	15,227	786	298	5,156	3,493	12	808	4,973	33.8
野	野	56,168	5,208	1,312	24,128	15,305	118	2,244	7,853	43.0

の学校令である。第一期(学制時代)は小学校の設置が進められた時代であり、県の統制の目立って強固な学務行政のすみやかな遂行のための各府県ごとに学制の規定とは異なるたさまざまな便宜的処置のはかられたことが特徴である。第二期(教育令時代)は学校行政の機能が一小学校ごとに委ねられ、事実上学区が小学校設置主体として認められた時期。第三期(小学校令時代)は学務行政機構を一般行政機構に組み入れることにより地方行政機構の確定を目ざし、国、府県が学区統合を試み、それに対し、学区がさまざまな反発をみせる時期である。

この三時期は一般行政機構での三時期、すなわち大区小区時代、三

新法時代、連合戸長役場時代にはほぼ対応し、それぞれの行政機構上の特徴も一致する。

⑫ 明治十一年から二十八年まで、県下の郡制は十五郡が四郡役所に統轄されて行なわれた。本稿で「郡役所管内」の言葉がしばしば用いられているが、これは一部ではなく数郡をあわせた範囲を示す。ここで四郡役所とその管轄下の郡を列挙しておく。

奈良郡役所——添上、添下、平群、広瀬、山辺の五郡。

三輪郡役所——式上、式下、十市、宇陀の四郡。

御所郡役所——葛上、葛下、忍海、高市の四郡。

五条郡役所——宇智、吉野の二郡。

⑬ 明治十五年、大阪府の指令によつて、「学区」学務委員と各小学校首座教員の責任で編集された各小学校の沿革誌である。本稿では「沿革誌」と略称する。

⑭ 一学区内に旧村二・八ヶ村が含まれるというのはあくまでも平均値としていえることである。個々の学区についてみると、旧村一ヶ村で一学区となったものも無視できないし、旧村規模が大きい場合、一旧村内が数学区に分かれる場合もあった(県下では添下郡高山村、平群郡立野村)。ただ本稿では、一般論として、一学区に旧村三ヶ村程度が含まれる場合を念頭に置いて論を進めることにする。

⑮ 添上郡大保村と山辺郡葛尾村である。

⑯ 積立金以外の財産を蓄積した例を文部省年報からひろつてみると、学田―青森県、学米―福島県、滋賀県、山林―鹿児島県などがある。

⑰ 文部省年報(明治七年)筑摩県 「区内寄付ノ金額千円ニ登ル非ハ学校ヲ設立セシメス一区千円ニ足ラサレハ大抵之ヲ聯区トス」

文部省年報(明治八年)浜松県 「学資金ハ各校ノ貧富大小ニ因ルト雖モ一校ニ千円以上十年ヲ一期トシ維持ノ方法ヲ可シ仍チ資金二千円以上ニ至ラサレハ維持ノ基本立タサルモノトシ独立ヲ許ササル可シ」

文部省年報(明治八年)長野県 「独立スルモノハ二千円ヲ積立シ其利子ト課金トヲ以テ之ヲ保管シ学区取締及ヒ区戸長等之ヲ保証スルニ非レハ之ヲ許サス」

⑱ 栃木県が提出した明治七年の報告に、積立金は有志富豪の寄付によるとして次のような注記がある。

「此ハ元金ヲ出サス、一時寄付ノ上直ニ其本人ハ貸付ノ姿ニナシ無年限ニテ利子ヲ納メシム最其元金ハ本人ノ家産盛衰ニ因リ加除増減スルヲ許シ且後來如何ノ事故有之トモ元金ハ決して収入セサルノ約定ヲ寄付金額書面ニ記入ス」(傍点筆者)

⑲ 奈良県庁蔵『明治十七年小学校設置開申書』

⑳ 山辺郡および添上郡の東半をしめる大和高原は、ごく少数の例外をのぞいて真言宗で統一されており、他地区のような宗派の錯綜はない。したがってその統合は比較的容易に行なわれたのである。

㉑ この時、同時に鳴川村共有田一町歩も寄附している。得られた資料では、当時小学校財産として田畑を所有したのは、この鳴川小学校一例であった。

㉒ 丹生小学校、古市小学校の二例で、ともに個人所有山林を買得したものである。

㉓ 永島 註⑥前掲論文。

㉔ 奈良県庁蔵『明治十七年小学校設置開申書』記載の学校経費予算書によれば、吉野郡内十津川郷、北山郷(上組)の各小学校はすべて積立金利子で経費をまかなっている。十津川郷内の一部の小学校では、利子割当が予算総額を上まわっているものもある。

前記資料により、平野部、大和高原、吉野地方から一校ずつを選んで学校経費の負担方法を示しておく。

〔一、平野部の例〕

添上郡佐紀小学校

所属村 佐紀村(二二五戸)

北新村(三〇戸)

年間経費 二九四円五〇銭

地価割 一八三円

戸数割 一八三円

積立金利子 三円五十銭

〔二、大和高原の例〕

山辺郡広瀬小学校

所属村 広瀬村(四一戸)

片平村(四二戸)

吉田村(四一戸)

鶴山村(二五戸)

年間経費 三五四円五〇銭

地価割 一六二円一〇銭

収入法 戸数割 八一円四〇銭

積立金利子 一四六円

〔三、吉野地方の例〕

北山郷河合小学校

所屬村 河合村(五〇戸)

年間経費 一四七円七五銭

収入法 郷開産金積立より 一〇〇円二三銭
村積立金より 四七円五二銭

⑤ 開産金については、

笠井恭悦『林野制度の研究と山村経済』一九六四年、にくわしい。
要約すれば次のごとくである。

江戸期を通じて、吉野地方に産出する木材について、その売上の一部が、年貢負担、地元の村入費にあてる目的で地元へ還元される慣習法があった。これを口役銀という。明治に入って新たな行政出費にあてる目的でこの慣習法の存続が県に上願され、許可された。最初は県の管理のもとで、売上高の5%が各郷に還元されていたが、まもなく各郷に管理権が移され、「開産金」と称されるに至った。このようにして成立した開産金は、最近までこの地方の村財政で非常に重要な位置を占めていたのである。

なお、この問題については、

拙稿「奈良県吉野郡における明治行政村境域の成立——郷との関係を中心にして——」、『人文地理』一八巻五号、一九六六、をもあわせて参照されたい。

⑥ 『明治八年文部省年報 第三年報 督学局年報 奈良県の第六』

「十津川郷学校景況 附学費ノ事」

……明治二年、春十津川全郷ノ士族ニ五千石ノ賞典禄ヲ賜ヒシカ明治六年三月全郷ノ協議ニヨリテ悉ク還禄シ朝廷ニ金一〇万九六二五円ヲ賜ヘリ 是ニ於テ二万二六二五円ヲ全郷ノ旧負債ニ支消シ、残金八万七千円ノ中二万円を五十四村ノ学費ニ六万七千円ヲ全郷諸費及ヒ臨時扶助不慮ノ備トシ総テ之ヲ一割五分ノ利子ヲ以テ他ニ貸但シ其総利金ノ中三六〇〇円ヲ以テ全郷四十六校一歳ノ入費トス 是レ其概略ナリ……

⑦ 明治十九年大阪府達 第三八一号

「小学校資産管理規程」

〔奈良県教育八十年史〕一六四頁〕

⑧ 山辺郡都祁村針、今西忠男氏談。

⑨ 山辺郡山添村室津、中津寿雄氏談。

明治十年代、室津村、松尾村の二ヶ村が連合して室津小学校を設置したが、明治十四年に創始された「積立金」は、現在も「小学校積立金」の名称で存在し、両大字住民によって構成される「観音講」がそれを保管しているという。

⑩ 拙稿 註⑨前掲。

(金沢大学助手)

Property Accumulated in the School District and its
Influences on the Rural Community

—Case Study in Nara Pref.—

by

Masahiro Yamada

This article aims to point out the effect of the administrative action upon the rural community. With this intention, taking up the school district and the property accumulated in it at the early years of Meiji Era, the author investigates the relation between the school district and the rural community, the rural community, the influence on the unity of the school district and the local variation based on the character of each community.

The result is as follows ;

1. In many cases, the common property of the community (building and site) has become possessed by every school district as schoolhouse and site, which required that the school should have had several functions as the community center in addition to that of education.

2. In the other hand, two characteristics are recognized: savings in the school district are mainly accumulated in the mountainous region—considerable variation according to each area (Nara basin 平野部, Eastern plateau 大和高原 and Southern mountainous area 吉野地方) and the property which has no relation with the common property of the community, has newly established in the school district.

Through analysing these objects, several types appeared in the relation between the school district and the rural community. Moreover, these property brings the uniformity to the school district, which is convinced of each example appeared through the movement of annexation of the school district.